

第7回意見交換会の回答

.共有地について

(1) 買収予定地の面積、未買収の土地の筆数・面積について、建設予定地、水没予定地、道路用地など種類別にお示しください。

A. 建設予定地、水没予定地別には分けてはいません。買収予定面積は全体で約50.7haで、うち未買収地は56筆、約1.3haである。
道路については、現在調査中である。

(2) 辰巳の会がよびかけて共有登記したものをふくめ、水没予定地には辰巳ダム建設計画反対のために所有されている土地・共有地(以下、単に共有地とする)がいくつかあります。そのような共有地が何筆あるか、またそれぞれの地番、地目、地積、共有者数はどうなっているか、県の認識を御説明ください。

A. 辰巳ダム建設計画に反対のために共有地が存在する事実は、県としては確認していない。
むしろダム建設に反対のためにどの地区のこういった地番、地目、地積がそれらの目的で登記されているのか提示願いたい。

(3) 共有地権者は辰巳の会の共有地だけでもおよそ250名におよび、買収交渉には相当の時間が必要であると思われます。辰巳ダム本体着工予定時期との関連で、買収交渉の予定の概略について御説明ください。

(4) 全共有者の同意を得ないと共有地は売買することができません。本体着工予定の時期になっても買収に応じない共有者が残った場合、どのように対処される方針が御説明ください。

A. 共有者の皆様にはダム事業に理解を頂き、用地取得に努めたいと考えている。

.河川維持水量について

犀川からはいくつかの灌漑用水が取水されており、夏季の渇水期においては各用水とも水量不足に悩んでいる現状です。また、夏季には、犀川大橋から下流では流水が絶え、溜まり水が異臭を放つなど、河川環境の悪化が見られます。県は、流水の正常な機能の維持のために、辰巳ダムにおいて240万m³(毎秒0.7m³;40日分)の河川維持水量を貯水するとしています。

(1) 県が考える河川の正常な姿、「流水の正常な機能」とはどのようなものか、御説明ください。

A. 犀川では、渇水期に流水のない状況が頻繁しているが、この状況を改善し、水生動植物等の生育や、良好な河川景観の維持のため、維持流量を設定するものである。

(2) 毎秒0.7トン程度の水量では、水量が不足しがちな各用水に取水され、犀川大橋より下流では河床に浸透するだけで十分な水量が流れるとは考えられません。

犀川から取水している各用水の取水量(水利権)、 渇水期における犀川の伏流水水位に関する調査結果をしめして、 毎秒0.7トンで、犀川大橋下流各地点において渇水期にどの程度の水量が流れ、どの程度の水深・流速等が確保できる見込みであるか御説明ください。

A . 各用水取水量については、次のとおりである。

寺津町生産組合用水	0 . 0 4 m ³ / s
寺津用水	0 . 9 9 "
下鴛原町生産組合用水	0 . 0 1 "
辰巳用水	0 . 7 0 "
辰巳町農業生産組合用水	0 . 0 3 4 "
長坂用水	0 . 6 4 "
大桑用水	0 . 2 7 8 "
鞍月用水	1 . 5 1 "
泉用水	0 . 7 6 "
大野庄用水	2 . 9 5 "
中村高島用水	1 . 1 5 4 "

辰巳ダム関係で伏流水の調査は行っていない。

各用水の確保量については犀川ダム及び残流域により賄われるものとなっており、辰巳ダム計画では、犀川大橋下流において維持流量を確保することとしている。

犀川大橋下流では、流量0 . 8 1 m³ / sを確保する計画となっている。

これは、河幅平均5 1 m、平均水深1 0 c mを確保する計画となっている。

(3) 辰巳用水土地改良区によると、辰巳ダムが完成すれば、夏の渇水期でも辰巳用水に安定的に水を供給できるようになるとの説明を県から受けているとのこと。

辰巳用水の取水量は平常時で毎秒0.69トン、渇水期には毎秒0.5トン前後といわれています。 この0.5~0.69トンは、先の河川維持水量(毎秒0.7トン)に含まれているのでしょうか？ 含まれているとしたら、犀川大橋下流各地点において渇水期にどの程度の水量が流れ、どの程度の水深・流速等が確保できる見込みであるか御説明ください。

A . 辰巳ダム計画では、既設の犀川ダム、内川ダムと一体となって1 0年に1度程度の渇水に対応し、かんがい用水の既得取水量を満足した上で、所定の河川維持流量を確保できるような計画となっている。

従って、辰巳用水にはかんがい期に最大0 . 7 m³ / S、非かんがい期に最大0 . 3 3 m³ / S取水することが可能である。

(2) で説明済みである。

(4) 辰巳用水土地改良区の説明どおり、辰巳ダムから辰巳用水に水が供給されるとすると、多目的ダム法により、コスト・アロケーションを行って土地改良区に費用負担を求めることになるのでしょうか？ 求めるとすれば、それはどのような形で、金額はいくらになるのでしょうか？ 資料をお示しのうえ御説明ください。

A. 辰巳ダムは、特定多目的ダム法は適用されない。

また、かんがい用水補給のための容量が設定されておらず、特定の用水のための補給を行っているわけではないので、費用負担（コスト・アロケーション）は発生しない。

.水力発電について

計画では、辰巳ダムの放流水によって最大340キロワットの水力発電を行うことになっています。

(1) 月別の、放流水の有効落差、水量および発電量の予想についてお示しください。

A. 放流水の有効落差、水量及び発電量について月別に取りまとめたものはない。

ただし、発生電力量については、年間発生電力量の試算結果があり、次のとおりである。

単位：MWH / 年

年 度	S 4 2	S 4 3	S 4 4	S 4 5	S 4 6	S 4 7	S 4 8	S 4 9	S 5 0	S 5 1
年間発生電力量	1,240	1,160	1,240	1,110	1,430	1,310	1,020	1,160	940	1,430

(2) 採用される水車の種類、計画最大出力についておしめしください。

A. 発電の水車の種類については、計算では一般的なフランシス水車を考えているが、今後具体的機種については検討する。

計画最大出力は340kWである。

(3) 建設費、管理費等の費用、売電価格、耐用年数等々から、発電の経済効果を詳しく御説明ください。

A . 全体計画時の試算で、建設費が約 2 億 3 2 百万円、妥当投資額が約 2 億 6 9 百万円である。

ダムはどこにでも出来るものではないことから、現在計画の辰巳ダムサイトで洪水調節のみならず、発電を含めた多目的として有効な活用をはかるものである。

また、限られた水資源の有効利用や地球環境に優しいエネルギーの創出をはかることとしている。

(4) 発電に関するダム使用权の設定の申請は、どのようになっているでしょうか？資料をお示しのうえ御説明ください。

A . 辰巳ダムについては、発電に関するダム使用权の設定は必要ない。
ただし、水利使用（水利権）については、今後金沢市が申請する予定である。

(5) 発電に関するコスト・アロケーションはどのようになっているでしょうか？資料をお示しのうえ御説明ください。

A . 発電におけるコストアロケーションは分離費用身替り妥当支出法により算出しており、建設費負担率は、河川 9 9 . 7 %、発電 0 . 3 %である。

費用割振

(単位 : 百万円)

区 分	河 川	発 電	計 計
a 身替り建設費	12,288	-	
b 妥当投資額	56,581	269	
c a、bいずれか小	12,288	269	
d 専 用 費	-	232	
e c - d	12,288	37	
f 分 離 費 用	-	12	12
g 残余便益 (e - f)	12,288	25	12,313
h 同 上 %	-	0.2	100
i 残余共同費配分	99.8	25	12,288
j 負担額 (f + i)	12,263	37	12,300
k 建設費負担率	99.7	0.3	100

.辰巳ダムの着工時期等について - - 土木部長の議会答弁はじめ公式発言・文書をめぐって

公共事業評価監視委員会への県の報告では、辰巳ダムについて、「1983(昭和58)年度着工」とされてきました。ところが、三月議会(1999年3月)において中島土木部長は「辰巳ダム計画が大臣認可(注：1991(平成3)年)されるまでは、主に調査を行い、...(中略) ... 詳細な設計や用地補償等の下交渉を行っていた」という趣旨の答弁を行っています。また、県のパンフレットでは1975(昭和50)年度に辰巳ダム実施計画調査が公共事業に採択されたことになっており、各年度の「精算設計書」によると75年度の1800万円を皮切りに毎年経費が支出されています。同じく「精算設計書」によると、大臣認可前の1989(平成元)年度に2億3899万円(344アール)、1990年度に5億9619万円の土地補償費が支出されています。さらに、第1回意見交換会における米田河川開発課長の発言では、1992(平成4)年度から道路等の工事に着工したとされてきました。

(1) ①1975年度公共事業採択(県パンフレット)、経費支出開始(「精算設計書」)②1983年度着工(監視委への県報告)、③1989年度から用地買収開始(「精算設計書」)、89・90両年度で8億円余りを支出、④大臣認可までは調査・設計・用地買収の下交渉(中島土木部長の議会答弁)、⑤1991年度大臣認可、⑥1992年度から道路等着工(意見交換会での米田課長発言)と整理してみると、すべて県の公式の文書・発言であるにも関わらず、まったく整合性を欠くものといわざるをえません。①～⑥について、どのような整合性があるのか御説明ください。

A. 辰巳ダムは昭和58年度に建設採択され、平成元年12月5日に全体計画を大臣に申請した。

全体計画の大臣認可は、平成3年2月5日であるが、この間全体計画(案)により国と協議し、年度毎に事業内容に国の了解を得ながら進めてきている。

辰巳ダムにかかる地元関係町とは予算の関係から順次交渉を行い、平成2年3月22日が初めての用地買収である。

その後、平成4年度に道路工事に着手したものであり整合性を欠くものではない。

(2) 大臣認可を得る2年も前から8億円余りもの用地補償費を支出したことは、重大な問題であると思われませんが、県の認識を御説明ください。

A. 全体計画(案)により国と協議しながら事業を進めており、特に問題はないと考えている。

(3) 8億円余りもの用地補償費を支出しながら「用地補償等の下交渉を行っていた」と議会答弁したことは、明らかに「虚偽答弁」であり、政治的・道義的に重大な問題であると考えられますが、県の認識を御説明ください。

A. 用地交渉には、事業計画説明、地目の設定、境界の立ち会い・確認、更に個別交渉と、いろいろな段階、場面がありそういった意味から「用地補償等の下交渉など」と答弁したものである。

(4) 情報公開窓口から入手した資料などでは、「㉞1983年度着工(監視委への県報告)」に該当する事項が確認できません。監視委に報告された「1983年度着工」とはどのような意味なのか、建設省への申請書類など資料を示して御説明ください。

A. ダム事業は「予備調査」「実施調査」「建設採択」と段階を踏んで進められるものである。

「昭和58年度の着工」とは、「建設採択」されたという意味であり、国との協議で提示されるが申請書類のようなものはない。

(5) 1990(平成2)年度の「精算設計書」の用地補償の項目では補償面積が空白ですが、正確な面積をお示しください。

A. 面積は、 $A = 213,513.34 \text{ m}^2$ である。

.費用配分等について

(1) 特定多目的ダム法によれば、ダムの基本計画を策定するとき、流水専用権やダム使用权を設定予定者の申請により確定し、様々な手続き(㉠設定予定者の意見を聞く、㉡知事が意見を述べるときは議会の議決を経る、㉢ダムの基本計画作成にあたっての公示、㉣関係行政の長、使用权設定予定者への通知など)を決めています。

辰巳ダム計画では、こうした権利の設定はどのようになされたのでしょうか?その経過と結果について、資料をお示しのうえ御説明ください。

A. 辰巳ダムは、2級河川犀川において計画している多目的ダムであるので、特定多目的ダム法が適用されるものではなく、河川法が根拠法令である。

水力発電の水利使用については、河川法第23条、第24条及び第26条第1項の規定により、今後金沢市が申請し県が許可する予定である。

(2) 特定多目的ダム法によれば、受益者負担の原則にしたがって、知事は「利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができる」と規定し、負担金の徴収は県条例で定める旨を規定しています。辰巳ダム計画では、こうした建設費負担についてどのように決められているか、御説明ください。

A. 辰巳ダム計画における建設費負担については、コスト・アロケーション(.(5) 回答参照)により決めている。

.地元への影響等について

(1) ダム建設に関連して、仮設備用地、工所用道路、付け替え道路などが必要になります。これらの予定について、地図・図面をお示しの上、それぞれの費用とあわせて御説明ください。

A . 仮設備については本体工事費に含まれるものであり、今後算定されるものである。付替道路の一部区間については、現在調査中である。

(2) 辰巳ダムが完成して湛水されると、いちばん低い瀬領町など水面に近い地区では、地盤の弱体化による土砂崩れなど、災害の発生が危惧されます。ダム湖周辺の集落の安全性について、地質図を示して、地盤補強などの対策の計画について御説明ください。

A . ダム貯水池内の地質調査については実施しているが、必要に応じ具体的対策工法を検討予定である。

.模型実験について

1985(昭和60)年に辰巳用水取水口付け替えについて水理模型実験が行われていますが、実験の目的、得られたデータ、考察の結果として得られた知見についてお示しください。

A . 実験の目的は、辰巳ダム建設に伴い、既存の辰巳用水取水口が湛水池に水没し、その取水機能が失われることから、辰巳用水への安定した取水を行うための取水口付替計画を行ったものである。

辰巳用水の安定取水という観点から、発電後の放流水を一旦調整池に導き一定水位を確保したうえで辰巳用水に自然分水するための構造等を決定したものであり、「辰巳ダム建設事業に伴う辰巳用水東岩取水口付替計画」の中で取りまとめられている。

.辰巳用水見学施設について

東岩隧道の一部を見学に供するとされていることに関連してお尋ねします。

- (1) 隧道内の壁面は高湿度に保たれているから安定しているのであって、見学用に整備すると岩肌が乾燥して崩落する危険があると考えられますが、いかがでしょうか？
- (2) 現在の隧道内は暗く高湿度であるためコウモリ、カマドウマ、クモなどの生物が棲息しているのであって、照明で明るくされ乾燥した環境ではこれらの生物の棲息環境が害され、本来の東岩隧道とはかけはなれたものとなってしまいますが、いかがお考えでしょうか？

A . 辰巳用水保存区間の整備については「辰巳ダム建設事業に伴う、辰巳用水東岩取水口付替計画 昭和61年 石川県」に記載されているところである。

「用水路の保全是原則的には現状のままとし、素堀の状態を直接見学出来るようにする。」との報告書の主旨を生かした計画を今後策定する。

詳細な設計を行う中で、隧道内の壁面対策等についても検討する。

.ダム統合管理室について

『石川県のダム』(石川県土木部、1976年)によれば、内川ダムの完成を機に、浅野川、犀川の統合管理を目的に、県庁内に「ダム統合管理室」を設置し、浅野川導水路、犀川ダム、内川ダムの情報を収集し適正な予測、判断に基づき、それぞれの操作方法を決定し、現地管理事務所に指示を出すシステムを構築しています。現在までの同システムの状況を、資料をお示しのうえ御説明ください。

A . 犀川ダムの洪水調節については、犀川ダム操作規則第20条(流入量が毎秒95m³に達した後は、流入量がいったん最大に達した後毎秒95m³を放流することにより洪水調節を行わなければならない。)により行っている。

内川ダムの洪水調節については、内川ダム操作規則第16条により行っている。浅野川放水路は自然分流方式である。

.資料提供について

この間の一連の意見交換会で提供をお願いした資料で、まだ御提供いただけていない資料が数点あります。その中には、後日の提供をお約束いただいたものもあります。また、第7回意見交換会を充実したものにすするため、予め御提供いただきたい資料もあります。

以下に挙げる資料について、可能な限り、第7回意見交換会の3日前までに御提供ください。この期日に間に合わない場合は、それぞれの資料について、御提供いただける時期の目途についてお示しください。

(1) 「辰巳ダムに関する第 5 回意見交換会 環境問題、環境アセスメント問題に関する予備的質問」【Q - 1】、【Q - 2】、【Q - 3】、【Q - 4】で提供を求めた資料。

A 『辰巳ダム第 5 回意見交換会環境問題における調査結果の公開について』(平成 11 年 7 月 17 日)で回答したとおりである。

(2) 第 2 回意見交換会の際、奥村氏(河川開発課)が「最近の少雨化傾向」の説明の際に金沢観測点の最大降雨量の推移をグラフ(OHP)で示されましたが、犀川ダム地点の同様のグラフ。および、両地点のグラフのもととなる数値の表。

A 作業中である。

(3) 犀川ダム計画認可申請書、同稟議書、部内伺い文書、建設大臣認可書など、犀川ダム計画認可に関する一連の文書。

A 提供について準備中である。

(4) 浅野川治水計画申請書、同稟議書、部内伺い文書、建設大臣認可書など、浅野川治水計画認可に関する一連の文書。

A (3) に同じ

(5) 昭和 58 年度「辰巳ダム計画工事着工」(国の公共事業に採択)とされるものが確認できる資料(河川総合開発事業補助金交付申請書など建設省への申請資料や説明資料など)。

A (1) 及び(4)で回答の通りである。

(6) 昭和 54 年度、55 年度に文化財保護審議会、小委員会に関連して開かれたそれぞれの会議の案内状と差し出し先のリスト。

A 県の情報公開条例に基づき対応したい。

(7) ダム事業費利水者負担金の協議についての資料、通知など。

A 意見交換会提供資料といえども県の情報公開条例の範疇で対応したい。